

仕様書

- 1 **業務名称** 令和5年度留学生を活用した情報発信事業に係る委託業務
- 2 **委託目的** 大分県内の大学に通う留学生等と連携し制作した観光情報動画を大分県の YouTube チャンネルにて配信並びに運用することにより、大分県の認知度向上及び、本県への誘客をさらに促進するもの。
- 3 **履行期間** 契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

大分県の魅力を観光情報とともに効果的に発信し、大分県ファンを増やすとともに、大分県への誘客につなげるためのオンライン配信用動画を留学生等が制作することができるように講義を実施すること。

なお、制作した動画は大分県の YouTube チャンネルである「沸騰大分【おんせん県おおいた観光チャンネル】」（以下、沸騰大分）で配信、運用すること。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 学生の募集

- ・ 本事業は立命館アジア太平洋大学等県内の大学に通う留学生等を中心に実施するため、学生に対して本事業についての告知や募集を行うこと。
- ・ 学生の募集にあたっては事業途中の学生の離脱が起きないように工夫や施策の提案を行うこと。

(2) 講義の実施

- ・ 動画撮影に必要な技術や知識（企画、撮影、編集 等）及び YouTube チャンネルの運用に必要な手法（広告配信、分析 等）や大分県の観光コンテンツ等を留学生等に伝えるための講義を全9回程度実施すること。なお、使用言語は原則として英語とする。
- ・ 講義を行う場所は立命館アジア太平洋大学（以下 APU）キャンパス内とし、会場やその他機材の利用に係る費用も本事業費に含むものとする。
- ・ 基本は対面式講義とするが、必要に応じてオンラインでの実施も検討できる。
- ・ 講義は留学生等が積極的に参加をしたくなる内容を提案すること。
- ・ 主な講義実施時期は年内を想定しているが詳細は契約後協議をする。

(3) 動画制作

- ・ 4－(2)にて実施する講義内で留学生等による動画の撮影を行うこと。
- ・ 動画の内容は留学生等に絵コンテや動画の構成台本等の企画案を作成させ、あらかじめ委託者と協議すること。なお、動画の企画にあたってはこれまで公開している内容を踏まえ特定の季節や市町村等に偏ることのないよう留意すること。
- ・ 取材、撮影に必要な調整を行うこと。（出演者の許諾、取材先へのアポイント取等を含む）
- ・ 取材、撮影に必要な機材を準備すること。
- ・ 配信や運用に必要な画像素材等の撮影も併せて実施すること。
- ・ 上記にて撮影した素材をもとに1本につき5～10分程度の動画を22本編集、制作すること。ただし、撮影の状況により、変更になる場合は、動画編集時に協議できるものとする。
- ・ 上記にて編集した動画は日本語、英語への翻訳を行い、両言語の字幕を付けること。但し、効果的なターゲットへ訴求するために必要な場合は、その他言語への翻訳、字幕も可とする。なお、翻訳を行う際は該当する言語の母語話者による確認を行うこと。
- ・ 動画の内容に変更が生じ、情報の修正等が必要となったときは、委託者からの依頼を受けて作業を行うこと。

(4) 動画配信、チャンネル管理

- ・ 4－(3)にて制作した動画を沸騰大分で計画的に配信すること。
- ・ 各動画に対するコメントや問合せへの対応を行うこと。一般的な質問は受託者で回答し、回答が難しいものは委託者へ確認の上、回答すること。なお、上記にて対応した字幕言語での応答を想定している。
- ・ 配信後、動画等の修正が必要となったときは、委託者からの依頼を受けて更新作業を行うこと。
- ・ 大分県のブランド力向上と定着を図るデザインのサムネイルや概要欄用の文章を作成すること。

(5) 運用

- ・ チャンネル登録者数や閲覧者数を増やすために最も効果的な広告の運用や企画の提案を行うこと。また、運用にあたっては成果指標（KPI）を示し、各指標の達成を目指すこと。
- ・ チャンネル、広告運用に必要なクリエイティブ（バナー等）の制作を行うこと。

- ・ YouTube でのターゲットは、下記の大分県が定める戦略国、エリアとするが、動画の内容等により協議できるものとする。

- ① 欧米豪
- ② 東アジア（韓国、台湾、香港）
- ③ 東南アジア（タイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール）

【参考】アカウント名：沸騰大分（@ExploreOitaJapan）

フォロワー数：30,110名（2023年4月30日時点）

5 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- ・ 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者
に無償で譲渡するものとする。
- ・ 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本
業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- ・ 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託
者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の
手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任にお
いて処理するものとする。
- ・ 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使す
ることができないものとする。
- ・ 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修
正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、
受託者においてその責めを負うこと。

6 成果物等

- (1) 制作した動画、クリエイティブ等のデータ一式
- (2) 最終報告書
- (3) 本業務に関わる書面、資料等委託者からの要望があった場合は速やかに提出すること。

7 留意事項

- ・ 講義の回数及び内容についてはあらかじめ企画書等を作成の上、県及び関係者と協議し
実施すること。
- ・ 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、大

分県およびツーリズムおおいたに不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

- 本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、委託者と協議するものとする。